

別表 戦略作物生産拡大支援

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
<p>新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業</p>	<p>1 米粉用米産地の育成 2 新たな日本農林規格の周知 3 新たな米粉加工品の普及</p>	<p>1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 特定非営利活動法人 6 任意団体</p>	<p>左記に掲げる事業実施主体は、次の1から6までの要件を全て満たしていなければならないものとします。ただし、事業実施主体が6の任意団体である場合は、併せて7から9までの要件も満たしていなければならないものとします。</p> <p>1 本事業を実施することにより公募要領第11の事業の成果目標の達成が見込まれること。</p> <p>2 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>3 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。</p> <p>4 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。</p> <p>5 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。</p> <p>6 事業実施主体が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>7 定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。</p> <p>8 事業を行うために必要な専門性を有していること。</p> <p>9 事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有していること。</p>	<p>定額</p>